

兵 庫 県 瀬 戸 内 海 海 区
区 画 漁 業 の 漁 場 計 画 (変 更)
(素案)

令和6年6月

兵庫県農林水産部水産漁港課

1 漁業権に関する事項

(1) 区画漁業権

ア 公示番号及び漁業権の内容となるべき事項等

方位は真方位、座標は世界測地系を示す。

公示番号	免許の内容となるべき事項						関係地区			個別又は団体漁業権の別	類似又は新規漁業権の別
	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	市郡	区町	字		
区第318号	第1種区画漁業	小割式魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	神戸市須磨区若宮町須磨浦通地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.48分、東経135度7.76分 イ 北緯34度38.46分、東経135度7.76分 ウ 北緯34度38.46分、東経135度7.60分 エ 北緯34度38.49分、東経135度7.60分	付記1及び2及び3のとおり	神戸市	須磨区		団体漁業権	新規漁業権
区第533号	同上	垂下式貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町西島室ノ内地先	次の点ア、イ、ウ、Aを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島鳥崎北端（北緯34度39.68分、東経134度28.37分） ア 北緯34度39.99分、東経134度28.23分 イ 北緯34度39.99分、東経134度28.48分 ウ 北緯34度39.68分、東経134度28.48分	同上	姫路市		家島町	同上	同上
区第534号	同上	同上	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町西島オドモ湾地先	次の点ア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.62分、東経134度29.18分 イ 北緯34度38.79分、東経134度29.04分	同上	同市		家島町	同上	同上
区第535号	同上	同上	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町高島西地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.21分、東経134度29.50分 イ 北緯34度38.21分、東経134度29.04分 ウ 北緯34度38.04分、東経134度29.04分 エ 北緯34度38.04分、東経134度29.50分	同上	同市		家島町	同上	同上
区第536号	同上	同上	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町高島東地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.18分、東経134度30.56分 イ 北緯34度38.08分、東経134度30.56分 ウ 北緯34度38.03分、東経134度30.12分 エ 北緯34度38.24分、東経134度30.15分	同上	同市		家島町	同上	同上

区 第 537 号	同 上	同 上	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町坊勢島ホ コラ南西地 先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度38.80分、東経134度30.10分 イ 北緯34度38.82分、東経134度30.08分 ウ 北緯34度38.84分、東経134度30.12分 エ 北緯34度38.82分、東経134度30.14分	同 上	同 市		家島町	同 上	同 上
区 第 538 号	同 上	同 上	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町西島小畑 地先	次の点A、ア、イを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町西島小畑南の鼻（北緯34度38.85分、東経134度29.99分） ア 北緯34度38.89分、東経134度29.97分 イ 北緯34度38.89分、東経134度29.91分	同 上	同 市		家島町	同 上	同 上
区 第 539 号	同 上	同 上	1月1日から 12月31日まで	姫路市家島 町矢ノ島西 地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 ア 北緯34度39.41分、東経134度31.56分 イ 北緯34度39.28分、東経134度31.56分 ウ 北緯34度39.28分、東経134度31.48分 エ 北緯34度39.41分、東経134度31.48分	同 上	同 市		家島町	同 上	同 上

イ 免許予定日 令和7年4月1日

ウ 漁業権の存続期間

小割式魚類養殖業及び垂下式貝類養殖業にあつては、令和7年4月1日から令和10年8月31日まで

付 記

条件

- 1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。
- 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし